

公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和 3 年 5 月 17 日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近 5 年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和 3 年 9 月 2 日（木）から令和 3 年 9 月 9 日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の 6 日間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

(注) 講習の受付時間は、令和 3 年 9 月 2 日（木）午前 9 時 5 分から午前 9 時 20 分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町 1271 番地 3 TOiGO WEST 3 階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

10 名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話 1 本につき 1 人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和 3 年 6 月 14 日（月）

ウ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2 の(1)に該当する者は、最近 5 年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2 の(2)に該当する者は、1 級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2 の(3)に該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2 の(4)に該当する者は、旧 1 級検定に係る合格証の写し

オ 2 の(5)に該当する者は、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和 3 年 7 月 12 日（月）から令和 3 年 7 月 16 日（金）まで

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（38,000 円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>) からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課